

令和6年11月11日

加納東自主防災団
団長 川田 政美 様

加納東自治会連合会第13支部
防災分団長 西尾 憲二

「加納東自主防災団規約」及び「加納東自主防災団地域防災
コミュニティ計画」の開示のお願い

加納東自主防災団と加納東自治会連合会は別の組織で、「加納東自主防災団規約」は団体の目的や活動内容が示されていますので、自主防災団の一員は、当然理解していなければなりません。また、「加納東自主防災団地域防災コミュニティ計画」は災害対策基本法第42条第3項に基づき加納東自主防災団でも策定しておられると思いますが、私たちの活動の指針となるものです。

したがって、当然自主防災団組織の構成員に対して開示してください。

また、「岐阜市自主防災組織強化対策補助金」は、加納東自治会連合会で予算管理すべきものではありません。したがって加納東自治会連合会の決算書等で交付金扱いすることは、岐阜市補助金等交付規則第15条の規定に反していると思われるので訂正されることをお勧めします。

3. 地域防災コミュニティ計画（例）

〇〇自主防災隊（団） 地域防災コミュニティ計画

1 目的

この計画は、岐阜市地域防災計画の規定に基づき、風水害、地震等の災害に対し、〇〇地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「〇〇地区居住者等」という。）の相互の支援その他の当該地区における防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 地域の特性

我々の住む〇〇地区は、南に△△川が流れ、これに流入する小河川が地区の各所に存している。また、近年、東部において農地開発が進み、多くの住宅建設されたことにより、地域内人口が増加傾向にある。

平成30年度から31年度にかけて市が公表した主要河川の洪水ハザードマップによると、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域には5m以上の浸水が想定されている地域も見られる。

また、令和2年度に岐阜市が行った「南海トラフの巨大地震」の被害想定調査によると、地域のほぼ全域が震度6弱以上の揺れに見舞われることとなっており、人的、住宅被害が多くみられる。また南部では大規模な液状化も予測されている。

なお、地域北部の山林には土砂災害警戒区域、急傾斜地には土砂災害特別警戒区域が指定され土砂災害への警戒も必要である。

3 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災隊（団）の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練に関する事。
- (5) 情報の収集伝達に関する事。
- (6) 避難に関する事。
- (7) 出火防止、初期消火に関する事。
- (8) 救出・救護に関する事。
- (9) 給食・給水に関する事。
- (10) 避難行動要支援者の支援対策に関する事。
- (11) 他組織との連携に関する事。
- (12) 地域内の避難関連施設、防災拠点施設等に関する事。
- (13) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

4 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため、次のとおり自主防災隊（団）を編成する。

【編成例―別添図1】

5 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発

普及・啓発事項は次のとおりとする。

- ① 防災組織及び地域防災コミュニティ計画に関すること。
- ② 地震、水害、火災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発生後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発方法は次のとおりとする。

- ① 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ② 研修会、映画会等の開催又は他機関開催の講演会等への参加
- ③ パネル等の展示

(3) 実施期間

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形で随時実施する。

6 地域の災害危険の把握

地域固有の防災問題を事前把握し、災害予防に役立てるため次のとおり行う。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域、箇所
- ② 地域内の消防・防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

- ① 岐阜市地域防災計画
- ② 研修会、座談会、講演会等の開催
- ③ 災害記録の編さん

7 防災訓練

大規模災害の発生に備え、情報収集・伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に実施するため、個々の能力を向上させるとともに、皆が共通認識をもって協力して防災活動が行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 初期消火訓練
- ③ 避難訓練（避難所開設・運営訓練、避難行動要支援者支援訓練含む）
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ その他訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2 以上の個別訓練について総合的に連携して行うもの。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せず災害対応能力を高めるため行うもの（地震体験やランタンづくりなど）。また、実際に災害が発生した際の行動にあわせ行動途中で課題を完了しながら行う発災対応型訓練も含む。

(5) 図上訓練（D I G、H U G、クロスロード）

実際の災害に備え、図上で災害時の行動等をイメージして行うもの。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に行う。
- ② 総合訓練にあっては年 1 回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

8 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急対策を講じるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達方法

- ① 電話
- ② テレビ、ラジオ（緊急割込み放送含む）
- ③ インターネット
- ④ 同報系防災行政無線（J-A L E R T 含む）
- ⑤ 移動系（M C A）防災行政無線
- ⑥ エリアメール
- ⑦ アマチュア無線
- ⑧ 広報車等

9 避難

水害発生危険や火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市から発令される避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）に従い、又は隊（団）長が必要と認めたときは、隊（団）長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊（団）長の指示を受けたときは、避難計画書に基づき住民を避難場所等に誘導する。

(3) 避難所の開設、運営

避難所の開設、運営は「避難所運営マニュアル」により行う。

(4) 避難計画書

【避難計画一別添表1】

10 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等において、火災による被害拡大防止の観点から、出火防止の徹底を図るため、毎月1日の「市民防災の日」に、各家庭において以下の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ 自宅の外周りの整頓状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、被害の拡大抑制を図るため、次の消火資機材を配備する。

- ① 消火器、水バケツ等の各家庭での配備
- ② 市民消火隊可搬式小型消防ポンプ（市配備）
- ③ 大震火災用街頭消火器（市配備）

11 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、急傾斜地の崩落、落下物等により、救出・救護を要する者が生じた場合は、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関等への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当てを要する者であると認められた場合は、次の医療機関又は市が指定避難所に設置する応急救護所に搬送する。

- ①〇〇町 ××医院 ②〇〇町 △△病院